



2020年7月8日
富国生命保険相互会社

企業（団体）向けサービス「ホームヘルパー協定」の紹介開始について

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、従業員が仕事と介護や家事などの両立に悩む企業（団体）の支援を目的として、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会^{※1}（以下「看家協会」）が実施する「ホームヘルパー協定」^{※2}の紹介を2020年7月8日より開始いたします。

当サービスは、当社企業保険契約のある企業（団体）さまだけでなく、検討中の企業（団体）さまも利用できます。

当社はこの「ホームヘルパー協定」の紹介を通じて、企業（団体）さまの従業員の仕事と介護や家事が両立できるよう、企業（団体）さまの福利厚生制度の更なる充実に貢献できるよう努めてまいります。

※1 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会とは

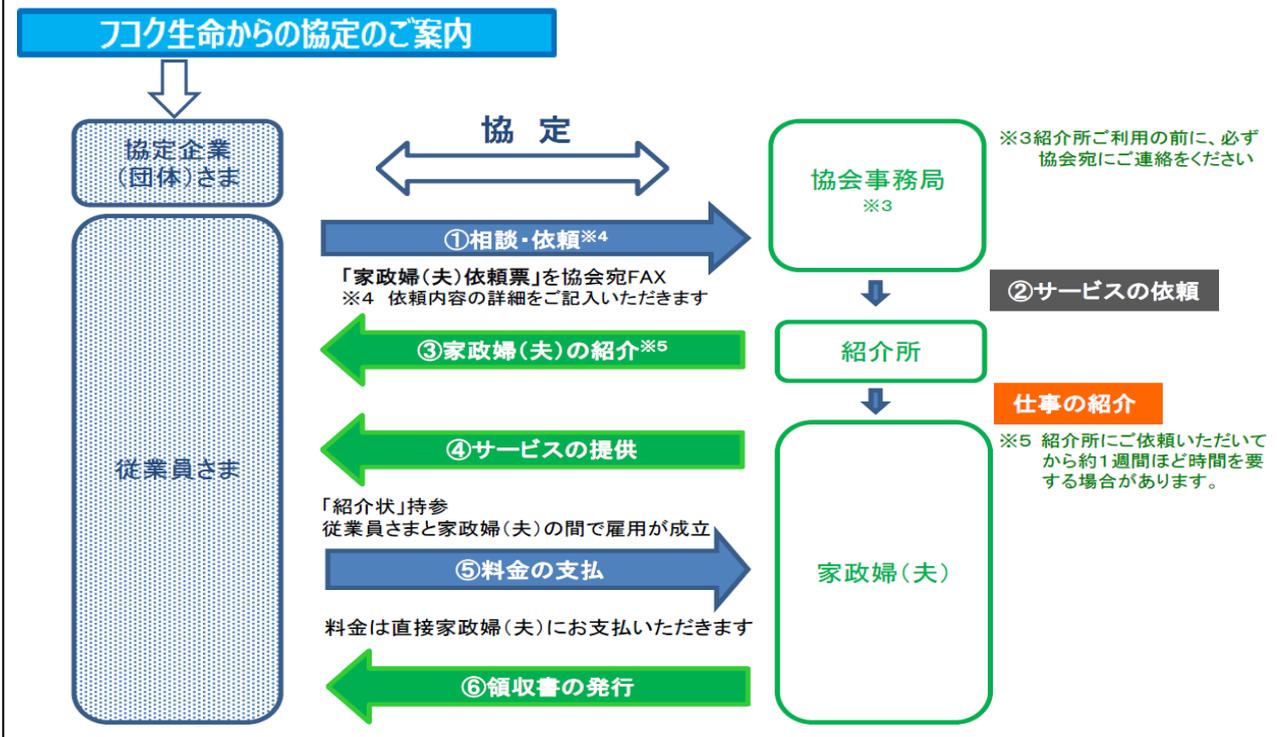
家政婦（夫）、看護師を斡旋する厚生労働省認可の有料職業紹介事業者（以下「紹介所」といいます。）と求職登録する家政婦（夫）などで構成される公益社団法人です。

企業（団体）と全国約500箇所の紹介所のマッチングを行い、新時代の「介護サービス」「家事サービス」「子育て支援サービス」を中心に“安心の老後” “幸せな家庭” “希望ある子育て”に寄与する「ホームヘルパー協定」を実施しています。

※2 ホームヘルパー協定とは

企業（団体）の従業員の皆さまが、仕事と介護や家事の両立サポートを目的とした、看家協会と企業（団体）との協定です。協定の締結により、従業員の皆さまが介護や家事などを必要とした際に、ニーズにあった家政婦（夫）を斡旋できる紹介所をご案内します。なお、企業（団体）と看家協会との協定の締結には協賛金が必要となります。

■ 家政婦（夫）紹介の流れ



◆家政婦（夫）が提供する主なサービス内容

○介護サービス

食事介助、入浴介助、衣服の着脱、医療機関などへの通院介助、その他身辺に係るお世話

○家事サービス

掃除、洗濯、食事の準備や後片付け、生活必需品の買物、その他家事に係るお世話

○子育て支援サービス

子どものお世話や幼稚園などの送迎、ベビーシッターなど

従業員、従業員の親などの家族が日本全国でサービスを受けられることや、ニーズに合わせて早朝や夜間、
住み込みでサービスを受けられるほか、介護保険制度の併用も可能です。

また、親が居住している遠隔地の紹介所の斡旋も可能です。

以上

【注意事項】

- ・本協定は、当社の提供する保険・サービスではありません。ご利用に際して生じた損害については、当社は責任を負いかねます。
- ・地域によっては本協定をご利用できない場合があります。
- ・本協定の内容は2020年7月現在の情報にもとづいて記載しており、内容は将来予告なく変更・終了することがあります。